

崇城大学大学院芸術研究科 履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、崇城大学大学院学則（以下「学則」という。）第 9 条に基づき、芸術研究科の履修方法について定めることを目的とする。

(教育の方法)

第 2 条 芸術研究科の教育は、授業科目の授業、作品及び制作論、または学位論文の作成等に対する指導により行う。

(履修の方法)

第 3 条 履修は、学則別表に基づいて作成される授業時間割表に従って、次のように行うものとする。

- (1) 修士課程にあっては、学則別表に掲げる授業科目のうち、必修科目を含め、30 単位以上履修しなければならない。
- (2) 博士後期課程にあっては、授業科目の 10 単位以上を履修しなければならない。
- (3) 所属する専攻の教授を指導教授とし、履修する科目の選択ならびに作品及び制作論、または学位論文の作成についてその指導を受けるものとする。
- (4) 指導教授が必要と認める時は、他の専攻または学部の課程による指定された授業科目を履修することができる。
- (5) 前項により修得した単位は、10 単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことが出来る。
- (6) 既に履修し、単位を付与された科目について再履修することはできない。

2 指導教授が教育上有益と認めるときは、本研究科の承認を得て、他の大学院又は研究所等の協議に基づき、学生が当該大学院等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程にあっては、研究指導を受ける期間は、1 年を越えないものとする。

3 博士後期課程にあっては、学則第 10 条の 2 に定められた教育上特別の必要があると認められる（社会人が在職のまま入学する等）場合においては、指導教授が適宜、学則別表に基づ

き作成した履修指導計画等に従い、必要な授業及び研究指導を受けることができる。

(履修の申請)

第 4 条 履修の申請は、学期の始めの所定の期間内に、履修登録システムに登録することにより行う。

- 2 正当な理由がなく、所定期間に履修登録を行わない者は、履修を許可しない。
- 3 履修登録システムでの登録完了をもって受講を許可したものとするが、受講者多数の場合には、制限がある。

(授業科目の履修の認定)

第 5 条 授業科目を履修した者には、学力試験（以下「試験」という。）および出席状況その他によって履修の認定を行う。

- 2 授業科目に成績は、秀、優、良、可、不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。
- 3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(試験)

第 6 条 試験は、授業科目の筆記試験または口頭試験、作品、もしくは研究報告とし、授業科目の終了する学期末または学年末に行う。

- 2 学生が、病気、忌引き、事故等（公の証明を要す。）のため、試験を受けることが出来なかった場合には、願い出により追試験を行うことがある。
- 3 学生は、不合格になった授業科目については、担当教員の判断により再試験を受けることが出来る。

(学位論文等の提出)

第 7 条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、主たる指導教授の承認を得て、崇城大学学位規則（以下「学位規則」という。）による所定の作品と制作論、または学位論文を研究科委員会が指定した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第 8 条 最終試験は、第 3 条に規定する履修すべき授業科目の単位

を修得し、かつ、学位論文等を提出したものについて行う。

(学位論文等の審査および最終試験の方法)

第 9 条 研究科委員会は、学位規則の定めるところにより審査委員を定めて、学位論文の審査および最終試験を行わせるものとする。

ただし、学位規則第 3 条 3 項および 4 項の規定による者に対する審査委員は、博士課程の指導教授の中より選任する。

2 最終試験は、学位論文等を中心とし、これに関連ある科目について、筆記または口頭試験により行う。

3 研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位論文等および最終試験の合否を決定する。

(課程修了の要件)

第 10 条 修士課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文等の審査および最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、10 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文等の審査および最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間については、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第 11 条 芸術研究科の修士課程または博士後期課程を修了した者は、学位規則の定めるところにより、それぞれ修士（芸術）または博士（芸術）の学位を授与する。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

5 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。